



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

# 促進区域の設定に関する基準案の概要

令和4年5月27日

環境部環境政策課ゼロカーボン推進室

# 地球温暖化対策推進法に基づく促進区域制度について

## これまでの経緯と県基準の策定

- 地球温暖化対策推進法の改正（令和4年4月1日施行）により、**市町村**に対し、**実行計画**において、**再エネ利用促進等の施策や実施目標**と共に、**地域脱炭素化促進事業**※の対象区域である「**促進区域**」の設定を**努力義務化**

※再エネ施設の整備と脱炭素化のための取組を一体的に行う事業で、地域の環境保全や経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの

※市町村は、事業者からの申請を受け、事業の内容が市町村の実行計画等に適合する場合に認定（許認可のワンストップ化等の特例対象となる）

### 促進区域設定のメリット

#### 地域環境・地域資源の保全

環境・景観・防災等に配慮した立地を誘導

#### 再エネの地域貢献

事業者が地域貢献を求めることが可能

#### 地元関係者との合意形成

区域設定時から合意形成の取組を促進

- 都道府県は促進区域の設定に関する基準を定めることができるとされた。

➡ **本県にふさわしい再エネ施設の姿を明示し、地域と調和した事業の拡大が図られるよう、「促進区域」設定に関する県の基準※<sup>1</sup>（太陽光発電※<sup>2</sup>）を策定**

※<sup>1</sup> 温対法に基づき、地方公共団体実行計画（本県における「ゼロカーボン戦略」）において促進区域に関する県基準を定めることとされている

※<sup>2</sup> 太陽光発電以外の再エネについては追って策定予定

### 県基準の主な構成

#### 区域に関する基準

- ・促進区域に含めることが適切でないと思われる区域
- ・配慮が必要な区域

#### 考慮すべき事項に関する基準

地域脱炭素化促進事業の認定等に当たり考慮が必要な事項

# 改正地球温暖化対策推進法に定める促進区域の設定に関する基準について

## 基準の対象

### 対象となる地域脱炭素化促進施設の種類

#### 太陽光発電（太陽光を電気に変換するもの）

- ・長野県の再生可能エネルギーの現状に鑑み、まずはポテンシャルの高い太陽光発電を県基準の対象とする。
- ・県内で課題事例も多く、速やかに地域と調和した促進がより望まれるため。

※太陽光発電以外の再生可能エネルギー種についても、R4年度中を目途に、追って県基準を策定予定

### 対象となる施設の規模

#### 全ての規模について対象とする

（ただし、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するものを除く。）

課題となる太陽光設備について、規模の差はないため、県基準では全てを対象規模とする

## ①基本的な考え方

### I 長野県の地域特性を踏まえた安心・安全な再生可能エネルギーの推進

「砂防指定地、地すべり防止区域」などの災害の恐れがある区域については、促進区域から除外

### II 長野県を特長づける多様な自然的社会的機能を持つ森林の役割を重視した再生可能エネルギーの推進

地域森林計画対象森林等を促進区域から除外し、森林伐採を伴う太陽光発電について促進しない姿勢を明確化

### III 長野県の重要な産業である農業を支える農地の役割を考慮した再生可能エネルギーの推進

生産性の高い優良な農地は促進区域から除外。再生困難な荒廃農地の一部は、環境配慮の上で再エネ推進に活用

### IV 長野県の自然豊かな景観・眺望と調和した再生可能エネルギーの推進

景観への影響が懸念される場合、住宅・道路等からの離隔等を「考慮すべき事項」に位置付け

# 改正地球温暖化対策推進法に定める促進区域の設定に関する基準について

## ② 区域に関する基準

### 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

市町村は以下の区域を含む区域を促進区域に設定することはできない

- 水源**
  - ・水道水源保全地区（長野県水環境保全条例）
  - ・水資源保全地域（長野県豊かな水資源の保全に関する条例）
- 防災**
  - ・砂防指定地（砂防法）
  - ・地すべり防止区域（地すべり等防止法）
  - ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
  - ・土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
  - ・山地災害危険地区（林野長官通達）
  - ・土砂災害危険箇所（国土交通省通達）
  - ・河川区域（河川法）
- 農地**
  - ・農用地区域内農地（農業振興地域の整備に関する法律）
  - ・甲種農地、第1種農地（農地法）

- 自然地**
  - ・自然環境保全地域 特別地区（長野県自然環境保全条例）
  - ・第1種、第2種、第3種特別地域（自然公園法・長野県立自然公園条例）
  - ・県指定鳥獣保護区の特別保護地区（鳥獣保護管理法）
  - ・希少野生動植物生息地保護区（長野県希少野生動植物保護条例）
- 森林**
  - ・保安林、地域森林計画対象森林（森林法）
  - ・森林整備保全重点地域（長野県ふるさと森林づくり条例）
- 景観・文化財**
  - ・風致地区（都市計画法）
  - ・歴史的風致維持向上計画で定める重点区域（歴史まちづくり法）
  - ・伝統的建造物群保存地区（文化財保護法）
- その他**
  - ・太陽光発電設備の設置が禁止されている区域（法律、法律に基づく命令（告示含む）、条例又は地方公共団体の執行上の規則（規程を含む））

※上記の他、国の省令により、自然環境保全地域や特別保護区等は除外。

### 配慮が必要な区域

#### 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域

- 土壌**
  - ・要措置区域、形質変更時届出区域（土壌汚染対策法）
- 防災**
  - ・河川保全区域（河川法）
  - ・土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
- 自然地**
  - ・郷土環境保全地域（長野県自然環境保全条例）
- 景観**
  - ・景観育成重点地域、眺望点（景観法、長野県景観条例）
- 計都市**
  - ・地区計画の区域（都市計画法）

#### 地域脱炭素化促進事業の実施に当たり配慮が必要な区域

- 歴史・文化**
  - ・周知の埋蔵文化財包蔵地
  - ・史跡・名勝・天然記念物指定地
  - ・重要文化的景観（文化財保護法）
- 都市等**
  - ・用途地域のうち住居専用地域
  - ・公園及びその周辺
  - ・学校及びその周辺 など

※上記の他、国の省令により、種の保存法に規定する監視区域等は配慮が必要な区域とされている。

# 改正地球温暖化対策推進法に定める促進区域の設定に関する基準について

## ③考慮すべき事項に関する基準

### ▶事業実施における共通考慮事項

市町村は、基準の基本的な考え方に従い、促進区域の設定及び地域脱炭素化促進事業の認定等に当たり、次の事項への考慮が必要

※送配電設備（送電線、電柱等）は除く。

- ・斜度30度以上の斜面には、発電設備※を設置しないこと。
- ・騒音、反射光、景観への影響が懸念される場合には、**住宅・道路敷地境界等から発電設備※を概ね5m以上離隔及び植栽等を施すこと。**

### ▶その他 考慮すべき事項（主なもの）

考慮対象事項	適正な配慮を確保するための考え方
騒音による影響	騒音による影響が懸念される場合には、パワーコンディショナ等への囲いや、保全対象施設との境界部に壁等を設置するなどの防音対策を講ずること。
水の濁りによる影響	事業実施の検討に当たっては、雨水の流出量や浸透・涵養量の変化について適切に調査を行い、その結果を踏まえ、水質や水象への影響を回避又は低減すること。
重要な地形及び地質への影響	事業区域内に注目すべき地形・地質のうち極めて価値のあるものがある場合には、その周辺環境も保全し、周囲と一体的に残存させるよう事業を行うこと。
土地の安定性への影響	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の上流域に事業区域がある場合は、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域を検討すること。
反射光による影響	住宅の窓に反射光が差し込むなど、保全対象施設等への影響が懸念される場合は、反射光の原因となるアレイについて、向きを調整したり、可能な場合は配置を調整して、影響が軽減されるよう対策を講ずること。
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	注目すべき種及び個体群のうち極めて価値の高いものが分布する場合は、原則としてその生息場所、生息環境を事業区域に含めないようにすること。
植物の重要な種及び重要な群落への影響	注目すべき個体、集団、種及び群落のうち極めて価値の高いものが分布する場合は、原則としてその生育場所の土地の改変を行わず、その生育環境の保全に必要な条件（水象、日照等）を確保するなどにより、将来わたって残存させること。また、万が一生態系に影響が生じた場合には、原状回復及び回復措置を行うこと。
地域を特徴づける生態系への影響	事業区域に普通地域が含まれる場合には、主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならず、また、山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと、かつ、色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	眺望点や稜線、斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避け、やむを得ずそのような場所を選定する場合は、違和感が生じないよう施工方法を工夫し、設置の高さを極力抑える、低反射や低明度・低彩度のものにするなど周辺景観との調和に配慮すること。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	事業区域内に人と自然との触れ合いの活動の場が含まれる場合は、その改変面積をできるだけ小さくすること。また、人と自然との触れ合いの活動の場の利用に影響が想定される場合には、影響の大きい時期を避けて事業実施を行うことを検討すること。
その他都道府県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項	検討した環境配慮の対策について定期的に状態を確認するなど、適切な維持管理計画及び体制を検討すること。また、事業終了後の設備の放置や不法投棄を防ぐため適切な撤去・処分について計画すること。



# 改正地球温暖化対策推進法に定める促進区域の設定に関する基準について

## ④ 地域脱炭素化促進事業に関する例示

### ▶ 地域脱炭素化促進事業が想定される箇所の例示

市町村が、促進区域を検討するに当たり、事業実施が想定される箇所を例示

#### 建物屋根

教育関連施設（大学等）

大型商業施設

大型スポーツ施設

商店街（アーケード）

#### 地上への設置

未利用地

▶ 廃校

▶ 工場跡地

▶ 再生利用困難な荒廃農地

▶ 最終処分場跡地

▶ ゴルフ場、スキー場跡地

産業団地

#### その他

駐車場

ため池

### ▶ 地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項の例示

市町村が促進区域内の事業において、実行計画上の「地域の経済及び社会の持続的発展に関する取組」に位置付け、積極的に推進していく事項の例

#### 事項の例示

地域・近隣住民との合意形成の努力

災害時の非常用電源としての活用

環境教育への活用

売電収益の地域還元

地域づくりの取組参加

再エネ電気の地域内経済循環

地域産業への貢献

事業における知識・技術の共有

地元資本の事業者との連携